

顧問先の皆様にあんしんを届けたい！

葵パートナーズによる

相続あんしん通信



Vol. 22

2025年3月号

代表からのご挨拶

いざ相続が発生した時に、故人のご友人に連絡が出来なかった、財産の把握にかなりの時間がかかった、というようなご相談をお受けすることがあります。こういった情報を将来の相続に向けて集約する「エンディングノート」というものがあります。エンディングノートがあれば、財産の把握に役立ちますし、生前の思いを残す事が出来ます。

今回はこういった情報を残しておけば良いのか、エンディングノートについてのコラムを記載しました。是非ご覧ください！



相続相談会（初回無料）実施中



相続相談会を開催しました

相続の無料相談会を司法書士法人鈴木事務所様と共同で開催させていただきました。

開催日程：1/25（土）～1/31（金）
多くのご相談をいただきました！ご参加いただいたみなさまありがとうございました。
次回も企画中です。相続でお悩みの方は、お問い合わせください！

事務所開催・相続相談会（初回無料）

このようなご不安がございましたら、この機会に、ぜひ一度ご相談ください！

- ・先延ばしにしていた、相続手続きがある（不動産名義変更等）
- ・相続税申告が必要かどうか判断できない
- ・贈与と相続どちらが節税できるか知りたい
- ・贈与以外の選択肢が知りたい
- ・相続税対策を実施したい（遺言・贈与・民事信託）
- ・財産管理者の認知症が心配だ



知多・東海相続サポートセンター

知多事務所：〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所〒460-0022愛知県名古屋市中区金山2丁目14-15

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）

相続相談ご予約・受付時間：9:00～18:00

 0120-758-260



相続専門ホームページはこちら！

◀ ◀ ◀ ホームページQRコード

知多 相続税

検索

エンディングノートの書き方と役割

エンディングノートは、自分の人生の最終章を見据え、家族や大切な人々に自身の想いや情報を伝えるための手段です。しかし、具体的に何を書けば良いのか、どのような役割があるのかを理解している人は多くありません。今回は、エンディングノートの書き方とその役割について解説します。

エンディングノートとは？

エンディングノートとは、自分に万が一のことがあった際に備え、家族や友人に伝えたい情報や希望を書き留めておくノートです。具体的には、以下のような内容を記載します。

- ・基本情報：氏名、生年月日、住所など
- ・医療情報：持病、服用薬、かかりつけ医など
- ・財産情報：預貯金、不動産、保険など
- ・介護・医療の希望：延命治療の意思、介護の希望など
- ・葬儀・お墓の希望：葬儀の形式、墓地の場所など
- ・家族や友人へのメッセージ：感謝の言葉や伝えたいこと

これらの情報をまとめておくことで、残された人々が困らないように配慮することができます。

エンディングノートの役割

エンディングノートの主な役割は以下の通りです。

- ・自分の意思の伝達：医療や介護、葬儀に関する自分の希望を明確に伝えることができます。
 - ・家族の負担軽減：必要な情報が整理されているため、遺族が手続きをスムーズに進められます。
 - ・トラブルの防止：財産情報や相続に関する希望を記載することで、遺族間のトラブルを未然に防ぐことができます。
 - ・人生の振り返り：自身の人生を振り返り、これからの生き方を見つめ直すきっかけにもなります。
- エンディングノートは法的効力を持たないため、遺言書とは異なりますが、自分の想いや情報を伝える重要なツールとなります。

エンディングノート作成時の注意点

エンディングノートを作成する際には、以下の点に注意しましょう。

- ・定期的な見直し：情報は時間とともに変わるため、定期的に内容を更新する必要があります。
- ・保管場所の共有：家族や信頼できる人にノートの存在と保管場所を伝えておきましょう。
- ・無理のない記載：全てを一度に書こうとせず、書けるところから少しずつ進めましょう。

エンディングノートは、自分自身と向き合い、大切な人々への思いやりを形にするものです。早めに準備を始め、必要に応じて内容を更新していくことが大切です。エンディングノートの作成についてお困りの方は、ぜひ一度、専門家にご相談ください。

知多・東海相続サポートセンター

知多事務所：〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所：〒460-0022愛知県名古屋市中区金山2丁目14-15

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）

相続相談ご予約・受付時間：9:00~18:00

 **0120-758-260**



相続専門ホームページはこちら！

◀ ◀ ◀ ホームページQRコード

知多 相続税

検索